

令和3年10月22日

屋外広告物関係団体各位

東京都都市整備局都市づくり政策部
屋外広告物担当課長 森澤 直毅

屋外広告物の消灯のお願いの終了について

日頃より東京都の屋外広告物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、緊急事態宣言期間中等における屋外広告物の消灯についてご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和3年7月12日からの国の緊急事態宣言が9月30日で解除され、またその後の感染拡大防止を目的として設定された東京都のリバウンド防止措置期間につきましても、10月24日で終了することとなりました。

これに伴い、令和3年4月26日付3都市政緑第96号以降ご協力頂いておりました屋外広告物の消灯のお願いにつきましては、終了させていただきます。

長期間にわたり屋外広告物の消灯についてご協力いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

大変恐縮でございますが、会員の皆様への周知について、よろしく願いいたします。

なお、都では、10月25日（月）から11月30日（火）までを「基本的対策徹底期間」とすることとしており、基本的な感染防止対策については継続的に実施することとしています。

このため、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを徹底し、再度の感染拡大防止に努めるなど、引き続き適切な対応をお願いいたします。

(連絡先)

都市整備局 都市づくり政策部

緑地景観課 屋外広告物担当

電話 (ダイヤルイン) 03 (5388) 3357

メール S0000169@section.metro.tokyo.jp